

バイクガレージ・トランクルーム利用規約

制定・改訂日：2026 年 9 月 23 日

本規約は、契約申込書および契約確認書と一体として、徳丸 3 丁目バイクガレージの利用契約の内容となります。

第 1 条（適用・契約の性質）

本規約は、徳丸 3 丁目バイクガレージ（以下「本施設」といいます。）の運営者（以下「運営者」といいます。）と契約申込者または契約者（以下「利用者」といいます。）との間の利用契約に適用します。

本契約は、利用者が指定区画を自ら使用して車両または物品を保管するための区画利用契約です。運営者が保管物の入出庫、管理または保管を引き受ける寄託契約ではありません。

申込書、契約確認書および本規約の内容が異なる場合は、個別に合意した申込書の記載、本規約、契約確認書の順に適用します。ただし、法令に反する定めは法令に従います。

第 2 条（利用目的・保管できない物）

利用者は、指定区画をバイク、自転車その他あらかじめ運営者が承諾した車両の保管、または私物保管（トランクルーム用途）のためにのみ利用できます。

次の物品は保管できません。

- ・ガソリン・灯油・軽油・シンナー等の危険物（車両の燃料タンク内に通常量入っている燃料を除きます。）
- ・火薬類、爆発物、毒物、違法な物品
- ・腐敗・変質しやすい物、悪臭・害虫・漏水を生じさせる物
- ・現金、有価証券、貴金属、重要書類その他代替困難な高価品
- ・動植物、廃棄物、廃油、使用済みタイヤ
- ・法令で所持・保管が禁止または制限されている物
- ・本施設または第三者に危険・損害・迷惑を及ぼすおそれがあると運営者が合理的に判断した物

第 3 条（申込み・本人確認・契約成立）

利用者は、氏名、住所、電話番号、顔写真付き本人確認書類、緊急連絡先その他運営者が合

理的に必要とする事項を提出します。バイク保管の場合は車種、登録番号および色も届け出ます。

利用者は、申告内容が真実かつ正確であることを保証し、住所、電話番号、メールアドレス、緊急連絡先または保管車両に変更があったときは、速やかに運営者へ通知します。

利用契約は、運営者が申込みを承諾し、利用開始日、区画、料金および契約期間を確定したときに成立します。

第 4 条（契約期間・最低利用期間・自動更新）

初回契約期間は申込書に記載した期間とし、最低利用期間は 6 か月とします。初回契約期間の終了日は月の末日とします。利用者が解約を申し出た場合でも、契約終了日は初回契約期間の満了日より前にはできません。ただし、運営者が個別に承諾した場合はこの限りではありません。

初回契約期間満了後は、利用者が第 7 条に基づき解約し、または運営者が第 8 条もしくは第 17 条に基づき終了させない限り、1 か月単位で自動更新します。

第 5 条（利用料金・支払）

月額利用料、初期費用、支払期日および支払方法は申込書に記載します。支払方法は原則として銀行振込とし、振込手数料は利用者の負担とします。

利用開始月の料金は申込書に定める方法で日割り計算できます。契約終了月は、別段の個別合意がない限り日割り計算または日割り返金を行いません。

利用者は、支払期日までに運営者が指定する口座へ翌月分を支払います。支払日が金融機関の休業日に当たる場合は、直前の営業日までに支払います。

第 6 条（料金改定）

公租公課、物価、電気・水道料金、修繕・保守・保険・防犯その他の維持管理費、近隣の同種施設の料金、その他の経済事情が変動し、現行の月額利用料等が不相当となった場合、運営者は、契約目的に反せず、改定の必要性および改定後の内容の相当性を考慮した合理的な範囲で、月額利用料等を改定できます。

運営者は、改定後の金額、改定理由および効力発生日を、原則として効力発生日の 3 か月前までに、第 21 条の方法で利用者へ通知します。緊急の法令改正または公租公課の新設その他やむを得ない事情がある場合でも、可能な限り早期に通知します。

利用者が料金改定に同意しない場合は、前項の通知に示す期限までに申し出ることにより、第 7 条の予告期間にかかわらず、改定日の前日をもって契約を終了できます。この場合、終了日後に対応する前払金があるときは返金します。

第 7 条（利用者からの解約）

利用者は、解約を希望する月の前月末日までに、書面、電子メール、公式 LINE その他送受信記録が残る方法で運営者へ連絡してください。契約は、解約を希望する月の末日で終了します。例えば、6 月 30 日で解約する場合は、5 月 31 日までに連絡が必要です。

契約終了月の利用料は 1 か月分とし、月途中で明渡しまたは鍵を返却した場合でも日割り返金しません。第 4 条の最低利用期間中に解約を申し出た場合、契約終了日は初回契約期間の満了日より前にはできません。

利用者は契約終了日までに保管物をすべて搬出し、区画を原状に戻し、鍵その他の貸与物を返却します。

第 8 条（運営者からの通常終了）

運営者は、自己使用、土地または建物の売却・建替え・改修、施設の閉鎖、法令・行政上の要請、設備の重大な不具合その他本施設の運営継続が困難となる合理的な理由がある場合、原則として契約終了日の 3 か月前までに通知して利用契約を終了できます。

火災、災害、行政命令その他緊急かつやむを得ない事情により 3 か月前の通知ができない場合、運営者は可能な限り速やかに通知し、合理的な範囲で明渡し期限を定めます。

利用者に責任がない終了の場合、運営者は契約終了日後に対応する受領済み利用料を返金します。移転費用、営業損失その他の間接損害は、運営者に故意または重大な過失がある場合を除き負担しません。

第 9 条（連絡先・緊急連絡先）

利用者と通常の連絡が取れないとき、または事故、災害、料金滞納、残置物対応その他管理上必要なとき、運営者は届け出られた緊急連絡先へ連絡できます。

利用者が連絡先変更を届け出なかったため通知が到達しなかった場合、運営者が登録済み連絡先へ通常の方法で発信した時点で、通常到達すべき時に到達したものと扱います。ただし、利用者にやむを得ない事情がある場合はこの限りではありません。

第 10 条（近隣への配慮・夜間利用）

利用者は近隣住民および他の利用者へ十分配慮し、空ぶかし、不必要なアイドリング、急加速・急発進、大音量の音楽、大声、不必要なクラクションその他騒音・振動・悪臭を生じさせる行為をしてはなりません。

午後 10 時から午前 7 時までは、長時間の滞在、整備作業、コンプレッサー等の機械使用、高

圧洗浄機の使用、長時間の暖機運転その他騒音を伴う行為を禁止します。夜間も出入りは可能ですが、エンジン始動後は速やかに出発してください。

敷地内および私道では徐行し、速度は概ね時速 10km 以下とします。

第 11 条（整備・清掃・洗車）

空気圧点検、チェーン清掃、乾拭き等の簡易清掃、バッテリー交換その他周囲を汚損しない軽作業は、近隣と他の利用者に配慮したうえで行えます。

オイル・冷却水・ブレーキフルードの交換、燃料の抜き取り、溶接、切断、研磨、塗装、火気使用、周囲を汚損する作業および危険を伴う作業は禁止します。

区画内、私道および共用部での洗車は、原則として禁止します。ただし、運営者が別途指定した場所・時間・方法の範囲で、洗剤や大量の排水を生じさせない簡易清掃を認める場合があります。高圧洗浄機は、運営者の事前承諾なく使用できません。

第 12 条（私道・共用部）

利用者は、私道・共用部分で、駐停車、洗車、整備、荷物の放置、喫煙、火気使用、通行妨害その他管理上支障となる行為をしてはなりません。

搬入出のため一時的に車両を停止する必要がある場合は、他者の通行を妨げず、速やかに移動してください。

第 13 条（共用設備・水道・電源）

運営者が設置または指定する工具、コンプレッサー、水道、電源、照明その他の設備は共用設備です。利用者は掲示、取扱説明および運営者の指示に従って使用し、使用後は原状に戻します。

利用者の故意または過失により設備を破損し、第三者を負傷させ、または車両等を損傷した場合、利用者はその損害を賠償します。設備の不具合または異常を発見したときは直ちに使用を中止し、運営者へ連絡してください。

点検、修理、故障、節水・節電、近隣配慮その他管理上必要な場合、運営者は共用設備の使用時間、方法または提供を変更・停止できます。運営者は、特定の設備を継続して提供することを保証しません。

第 14 条（鍵・暗証番号・防犯）

利用者は鍵および暗証番号を善良な管理者の注意をもって管理し、契約者以外の者へ貸与・

開示してはなりません。

鍵の紛失、盗難または暗証番号の漏えいがあった場合、利用者は直ちに運営者へ通知します。利用者の責めに帰すべき事由による鍵の再発行、錠・シリンダー交換その他必要な対応の実費は、利用者が負担します。

契約終了日までに、利用者は貸与された鍵その他の物品をすべて返却します。返却がない場合、運営者は防犯上必要な範囲で交換し、その実費を請求できます。

第 15 条（禁止事項）

利用者は次の行為をしてはなりません。

- ・ 利用権の譲渡、転貸、又貸し、名義貸し
- ・ 契約者以外への鍵・暗証番号の貸与または開示
- ・ 契約区画外への車両・荷物・ごみ・タイヤ・廃油等の放置
- ・ 本施設の構造、設備または錠への無断加工・変更
- ・ 住居、事務所、店舗、作業場または宿泊場所としての使用
- ・ 動物の飼育、飲酒を伴う会合、違法行為、公序良俗に反する行為
- ・ 他の利用者、近隣住民または通行人へ危険・損害・迷惑を及ぼす行為
- ・ その他、本規約または運営者の合理的な管理上の指示に反する行為

第 16 条（明渡し・原状回復・残置物）

契約終了時、利用者は自己の費用で保管物をすべて搬出し、通常の使用による損耗を除き、区画および設備を利用開始時の状態に戻します。

残置物がある場合、運営者は利用者へ相当の期限を定めて撤去を求めます。期限内に撤去されないとき、運営者は法令に従い、保管、搬出、処分その他適切な手続を行えます。運営者は、法令上認められる場合を除き、残置物を任意に廃棄しません。

利用者の責めに帰すべき事由により発生した保管、搬出、撤去、処分、原状回復その他必要な費用は利用者が負担します。

第 17 条（契約解除）

運営者は、利用者が次のいずれかに該当し、相当の期間を定めて是正を求めても改善しない場合、利用契約を解除できます。ただし、違反が重大で是正が困難な場合、危険が切迫している場合、無断転貸、危険物保管、虚偽申告その他信頼関係を著しく損なう場合は、催告を要しません。

- ・利用料金その他の支払を2か月以上滞納したとき
- ・申込内容に重大な虚偽があったとき
- ・無断転貸、危険物保管、違法行為を行ったとき
- ・近隣または他の利用者へ重大な迷惑・危険を及ぼしたとき
- ・本規約への違反を繰り返したとき
- ・差押え、破産申立てその他契約継続が困難な事情が生じたとき

第18条（損害賠償・遅延損害金）

利用者が本規約に違反し、または故意・過失により運営者もしくは第三者へ損害を与えた場合、利用者は、清掃、修繕、原状回復、近隣対応、撤去、保管、処分その他通常かつ直接に生じた損害を賠償します。

利用者が支払期日までに金銭を支払わなかった場合、支払期日の翌日から完済日まで、未払金に対して年14.6%（法令による上限がこれを下回る場合は当該上限）の割合による遅延損害金を支払います。

第19条（事故・盗難等と運営者の責任）

利用者は、保管物の施錠、防犯、転倒防止、火災・盗難・自然災害への備えを自ら行い、必要に応じて車両保険、盗難保険その他の保険へ加入します。

盗難、火災、漏水、結露、カビ、害虫、自然災害、第三者の行為、停電、設備故障その他により生じた損害について、運営者に責めに帰すべき事由がない場合、運営者は責任を負いません。

運営者に責めに帰すべき事由がある場合は、民法、消費者契約法その他の法令に従って責任を負います。本規約の免責または責任制限は、運営者の故意または重大な過失による損害、人の生命・身体に生じた損害その他法令上制限できない責任には適用しません。

第20条（防犯カメラ・個人情報）

運営者は、防犯および施設管理のため防犯カメラを設置し、映像を記録する場合があります。映像は、防犯・事故対応・法令上の要請等に必要な範囲で利用します。

取得した個人情報は、本人確認、契約審査・管理、料金請求、連絡、緊急時対応、防犯、紛争対応その他本施設の管理に必要な範囲で利用し、法令に基づく場合を除き、本人の同意なく目的外利用または第三者提供を行いません。

第 21 条（通知方法）

運営者から利用者への通知は、書面、電子メール、SMS、公式 LINE、ウェブサイトへの掲示
その他利用者が内容を確認できる適切な方法で行います。料金改定、契約終了その他重要な通知
は、登録された連絡先への個別通知を基本とします。

利用者から運営者への解約その他重要な申出は、送受信記録が残る方法で行い、運営者の受
信記録に到達した時点で効力を生じます。

第 22 条（規約の変更）

運営者は、変更が利用者一般の利益に適合するとき、または契約目的に反せず、変更の必要
性、変更後の内容の相当性その他の事情に照らして合理的であるとき、本規約を変更できます。
料金改定については第 6 条を優先して適用します。

運営者は、変更内容、変更理由および効力発生日を定め、効力発生日までに、ウェブサイト
への掲示および登録連絡先への通知その他適切な方法で周知します。

第 23 条（分離可能性・準拠法・合意管轄）

本規約の一部が法令により無効または執行不能と判断されても、その他の条項は引き続き有
効とします。無効となる条項は、法令上許される範囲で当初の趣旨に最も近い内容として取り扱
います。

本契約には日本法を適用します。本契約に関する紛争については、法令上認められる範囲で、
本施設所在地を管轄する裁判所を第一審の合意管轄裁判所とします。

附則

本規約は、2026 年 9 月 23 日から適用します。既存契約へ適用する場合は、第 22 条に従って
変更内容と効力発生日を通知します。